

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について(建設工事)

平成29年4月1日以降に入札公告または入札執行通知を行う入札から、以下のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

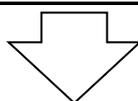
1. 改正の目的

低価格によるダンピング受注は、工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの悪影響が懸念されます。このため、入札金額が低いために、工事が適正に履行されないおそれがあるとする基準価格等を改正するものです。

2. 改正の内容

改正前

	土木・建築・舗装・水道の4工種	左記以外の工種
低入札価格調査制度	全案件	全案件
低入札調査基準価格	予定価格に100分の80を乗じて得た額	予定価格に100分の80を乗じて得た額
失格判断基準価格	予定価格に100分の76を乗じて得た額	
最低制限価格制度		
最低制限価格		



改正後

	土木・建築・舗装・水道の4工種	左記以外の工種
低入札価格調査制度	予定価格3,000万円以上	全案件
低入札調査基準価格	予定価格に100分の88を乗じて得た額	予定価格に100分の80を乗じて得た額
失格判断基準価格	予定価格に100分の83を乗じて得た額	
最低制限価格制度	予定価格3,000万円未満	
最低制限価格	予定価格に100分の83を乗じて得た額	

(問合せ)
郡上市総務部財務課管財係
TEL:0575-67-1839 FAX:0575-67-1711
Mail: zaisei@city.gujo.gifu.jp